

# 平成30年度高齢者虐待の対応状況等について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、平成30年度の県内の高齢者虐待の状況を取りまとめましたので公表します。

## I 養介護施設従事者等による高齢者虐待

平成30年度に県及び市町で受け付けた相談・通報は26件あり、そのうち虐待の事実が認められた事例は5件(7人)あった。

平成29年度と比較すると、相談・通報件数は13件増加、虐待の事実が認められた事例件数は4件増加している。

### 1 相談・通報件数等

区分	全国	香川県
相談・通報件数	2,187件 (1,898件)	26件 (13件)
虐待の事実が認められた事例件数	621件 (510件)	5件 (1件)

(注)カッコ内は平成29年度

### 2 被虐待高齢者の状況

#### ①性別

男性	女性	合計
2人	5人	7人

#### ②年齢

65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳～	合計
1人	-	-	2人	1人	3人	-	-	7人

#### ③要介護状態区分

自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
-	-	-	-	1人	3人	2人	1人	7人

### 3 虐待の種別(複数回答)

身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
4人	-	2人	-	3人

4 虐待の事実が認められた施設・事業所の種別

種別	件数	種別	件数
特別養護老人ホーム	1件	養護老人ホーム	-
介護老人保健施設	1件	短期入所施設	-
介護療養型医療施設(介護医療院)	1件	訪問介護等	-
認知症対応型共同生活介護	-	通所介護等	-
住宅型有料老人ホーム	1件	居宅介護支援等	-
介護付き有料老人ホーム	1件	その他	-
小規模多機能型居宅介護等	-		
軽費老人ホーム	-	合計	5件

5 虐待を行った養介護従事者等の職種

介護職	看護職	管理者	施設長	経営者 開設者	その他	不明	合計
5人	1人	-	-	-	-	-	6人

6 虐待の事実が認められた事例への対応

①介護保険法の規定に基づく権限の行使(複数回答)

報告徴取、 質問、立入 検査	改善勧告	改善勧告に 従わない場 合の公表	改善命令	指定の効力 停止	指定の取消	合計
4件	1件	-	-	-	-	5件

②老人福祉法の規定に基づく権限の行使

報告徴取、質問、 立入検査	改善命令	事業の制限、停 止、廃止	認可取消	合計
1件	-	-	-	1件

③当該施設等における改善措置(複数回答)

市町村等による改善計 画提出依頼、一般指導 等を受けての改善	報告徴取等に対する 改善	勧告等への 対応	合計
5件	-	1件	6件

## Ⅱ 養護者による高齢者虐待

平成 30 年度に市町で受け付けた相談・通報は 209 件あり、そのうち虐待を受けた又は受けたと判断したケースは 116 件(117 人)あった。

平成 29 年度と比較すると、相談・通報件数は 16 件増加、虐待を受けた又は受けたと判断したケースは 21 件減少している。

各市町では被虐待高齢者と虐待者を分離するほか、介護保険サービスの利用につなげるなど被虐待高齢者、虐待者双方の支援を行っている。

### 1 相談・通報件数等

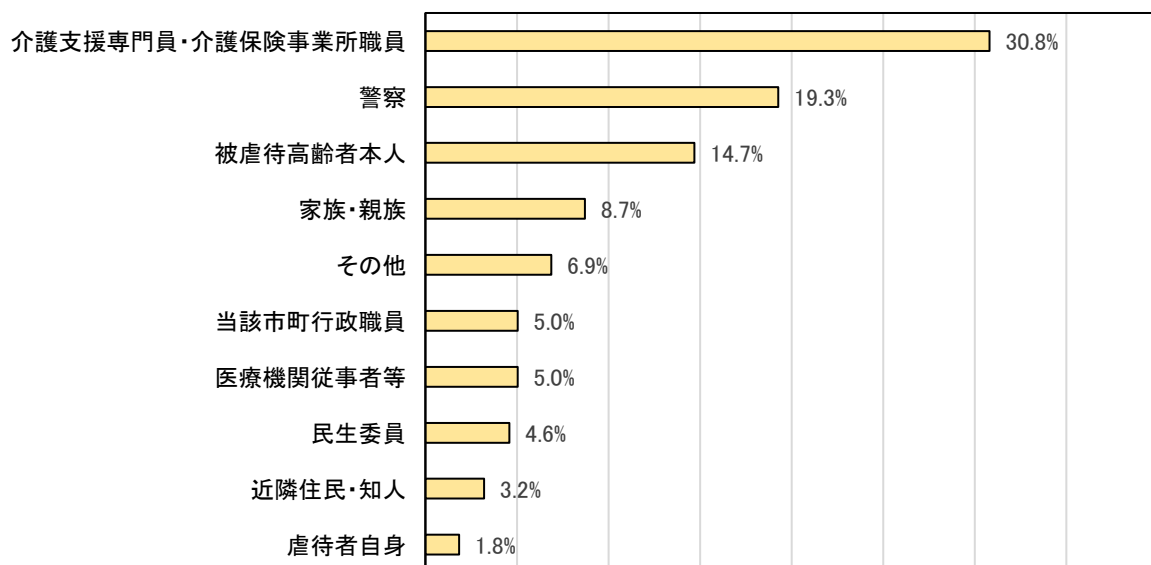
区 分	全国	香川県
相談・通報件数	32,231 件 (30,040 件)	209 件 (193 件)
虐待を受けた又は受けたと判断した事例件数	17,249 件 (17,078 件)	116 件 (137 件)

(注)カッコ内は平成 29 年度

### 2 高齢者虐待に関する概要

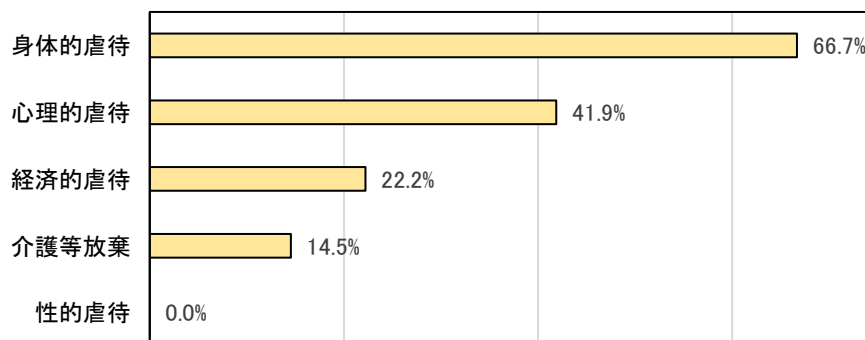
①高齢者虐待に関する相談や通報の割合は「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が 30.8%と最も多かった。次いで「警察」19.3%、「被虐待高齢者本人」14.7%、「家族・親族」8.7%の順となっている。

図1 相談通報者



②虐待の種別については、「身体的虐待」(66.7%)が最も多く、次いで「心理的虐待」(41.9%)、「経済的虐待」(22.2%)、「介護等放棄」(14.5%)の順となっている。

図2 虐待の種別・類型(複数回答)



③被虐待高齢者の性別については、「女性」が77.8%となっている。  
年齢構成割合については、75歳以上が76.0%となっている。

図3 被虐待高齢者の性別

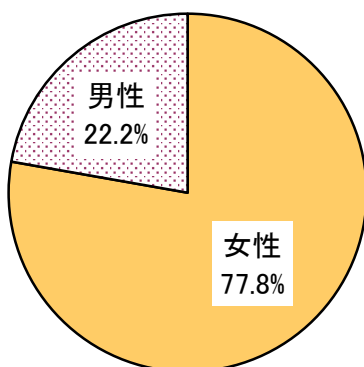
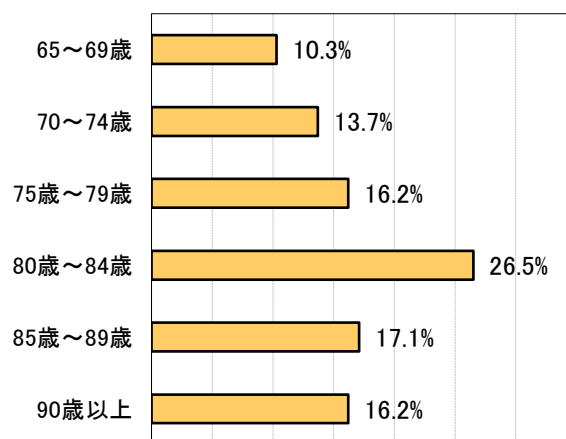
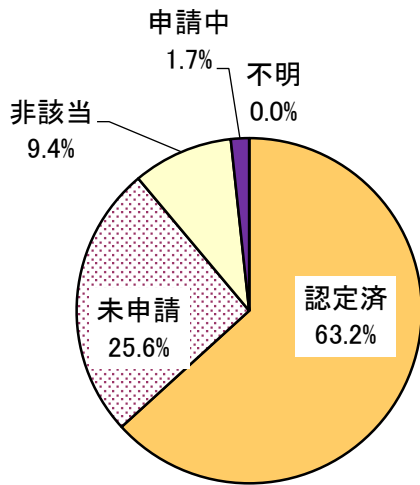


図4 被虐待高齢者の年齢



④被虐待高齢者の63.2%は介護保険の認定を受けている。その中で「要介護1」(28.4%)が最も多く、次いで「要介護2」(27.0%)、「要介護4」(13.5%)の順となっている。

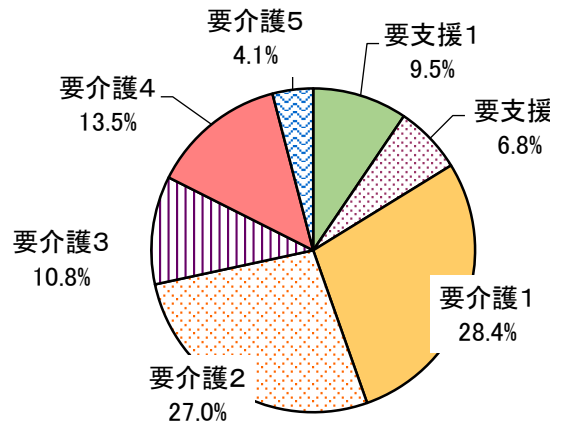
図5 被虐待高齢者の要介護認定



(注)端数処理の関係で合計は100.0%にならない。

図6、図8、図10において同じ。

図6 要介護認定者の要介護状況



⑤虐待者との同居・別居の状況については、被虐待高齢者の88.0%は虐待者と同居しており、そのうち虐待者とのみ同居している被虐待高齢者は、53.0%である。

虐待者としては「息子」(41.9%)が最も多く、次いで「夫」(18.5%)、「娘」(13.7%)の順となっている。

図7 同居の有無

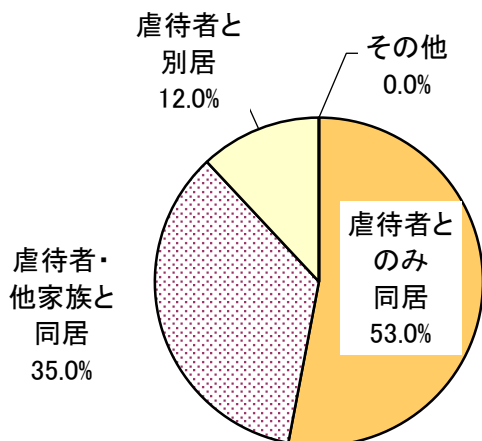
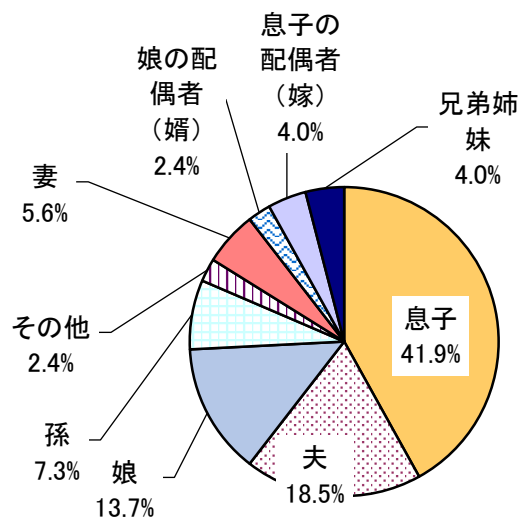


図8 虐待者の続柄



⑥虐待者と被虐待高齢者への対応について、「分離した」のは34.3%、「分離しなかった」のは52.6%であり、分離しなかった場合には、関係者が双方を支援しながら自宅での生活を続けている。

図9 虐待への対応状況

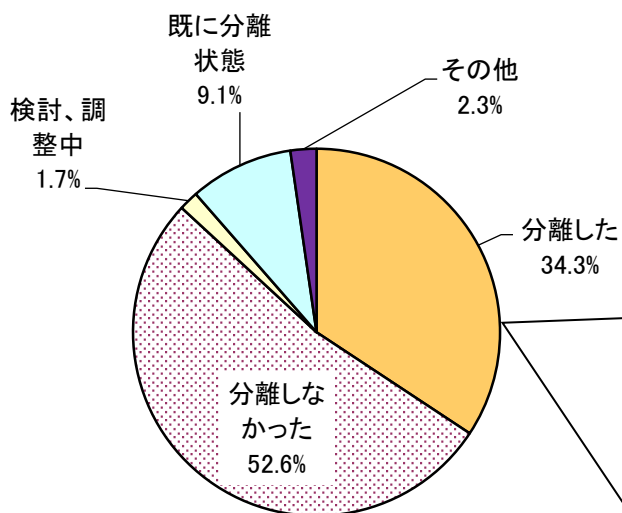


図10 分離を行った場合の対応内容

